③　当機構から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤　技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（業務説明書参照）

⑥　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

⑵　設計共同体　２⑴単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年12月11日付け情報通信研究機構契約担当理事）に示すところにより、情報通信研究機構契約担当理事からＮＩＣＴけいはんな計算機棟建設設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

３　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　配置予定の技術者の資格

⑵　配置予定の技術者の経験及び能力　同等、同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、手持ち業務の状況

４　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　配置予定の技術者の資格

⑵　配置予定の技術者の経験及び能力　同等、同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、手持ち業務の状況、ＣＰＤの単位取得の状況

⑶　業務実施方針及び手法　業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案（技術提案書の内容及びヒアリングにより評価を行う。）

５　手続等

⑴　担当部局　〒619―0289 京都府相楽郡精華町光台３－５　国立研究開発法人情報通信研究機構ユニバーサルコミュニケーション研究所企画室　電話0774―98―6803　ＦＡＸ0774―98―6955
E-mail：keisankitou@khn.nict.go.jp

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法

①　説明書交付期間は令和２年12月11日（金）から令和３年２月５日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、９時00分から17時00分まで。

②　交付場所は上記⑴に同じ。

③　交付方法は電子データにより交付するものとし、以下のいずれかの方法による。
・未使用のDVD-RまたはCD-R１枚を持参もしくは郵送※１。
・電子メール※２（インターネットによりファイルをダウンロードできる環境を有する場合に限る）

※１　郵送の場合は、封筒に交付を希望する案件名を朱書きで記載の上、①未使用のCD-R、②担当者の名刺、③Ａ４判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記の上、重量150ｇに見合う郵便料金に相当する郵便切手を貼ったもの）を同封して⑴担当部局まで送付すること。

※２　電子メールにより交付を受けようとする場合は、①案件名、②会社名及び担当者氏名、③送付先メールアドレスを記載の上、⑴担当部局のアドレスまで送信すること。

⑶　参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

①　提出期限　令和２年12月21日（月）17時00分。

②　提出場所　上記⑴に同じ。

③　提出方法　持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）、若しくは電子メールによる。（電子メールの場合には、着信を確認すること。）　詳細は説明書による。

⑷　技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

①　提出期限　令和３年２月８日（月）17時00分。

②　提出場所　上記⑴に同じ。

③　提出方法　持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）による。
詳細は説明書による。

６　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金　納付。契約相手方となった者は、本契約の締結と同時に、次の①から⑤に掲げる保証を付すものとする。ただし、⑤の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を当機構に寄託するものとする。なお、契約相手方となった者が、②又は③に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、④又は⑤に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除するものとする。

①　契約保証金の納付

②　契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

③　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、当機構が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

④　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

⑤　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

⑶　契約書作成の要否　要

⑷　当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　有（工事監理に伴う設計意図伝達業務）

⑸　関連情報を入手するための照会窓口　５⑴に同じ。

⑹　２⑴②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業も５⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。また、２⑵に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）は、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑺　技術提案書に関するヒアリングを行う。

⑻　詳細は、説明書による。

７　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 42

⑵　Subject matter of the contract : NICT-Keihanna Computer Building Architectural Design work

⑶　Time-limit to express interests by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 21 December 2020 (by bringing, mail, facsimile, or the E-mail : 5 : 00 P.M. 21 December 2020)

⑷　Time-limit for the submission of proposals by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 8 February 2021 (by bringing, mail, facsimile, or the E-mail : 5 : 00 P.M. 8 February 2021)

⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : National Institute of Information and Communications Technology (NICT) Universal Communication Research Institute Planning Office, 3―5, Hikaridai, Seikacho, Sourakugun, Kyoto-fu 619―0289, Japan TEL +81―774―98―6803 FAX +81―774―98―6955